

北海道の死亡野鳥において H5亜型低病原性鳥インフルエンザウイルスを確認！！

令和3年10月26日、北海道旭川市でマガモから検出されたA型鳥インフルエンザウイルスは遺伝子検査の結果、低病原性鳥インフルエンザ（H5亜型）であることが判明しました。

低病原性鳥インフルエンザの特徴

- ・伝播力は強いが、あまり臨床症状を示さず発見が遅れる恐れがある！
- ・高病原性に変異する可能性がある
- ・家きんで発生すると高病原性と同様に殺処分



<参考>

○令和3年10月7日以降、隣国の韓国でも野鳥糞便からH5亜型低病原性鳥インフルエンザが検出されています。

ウイルスは国内に既に入っています！農場へ持ち込まないように最大限の警戒を！！！！

引き続き、飼養衛生管理遵守の徹底をお願いします！

○ウイルスの侵入防止の徹底

- ・農場の防鳥ネット等の再確認
⇒防鳥ネットの破れや家きん舎の破損等は直ちに補修！
- ・農場への人や車両の出入りの厳重管理
- ・農場周辺の消石灰散布など消毒の徹底

○早期発見・早期届出の徹底

- ・毎日の健康観察を入念に行い、異状が認められた場合は、すぐに、かかりつけの獣医師又は管轄の家畜保健衛生所へ連絡してください。

県央家畜保健衛生所 TEL:028(689)1200 FAX:028(689)1279 (夜間・休日) 090-7205-0895
県南家畜保健衛生所 TEL:0282(27)3611 FAX:0282(27)4144 (夜間・休日) 090-7205-1402
県北家畜保健衛生所 TEL:0287(36)0314 FAX:0287(37)4825 (夜間・休日) 090-7205-1826